

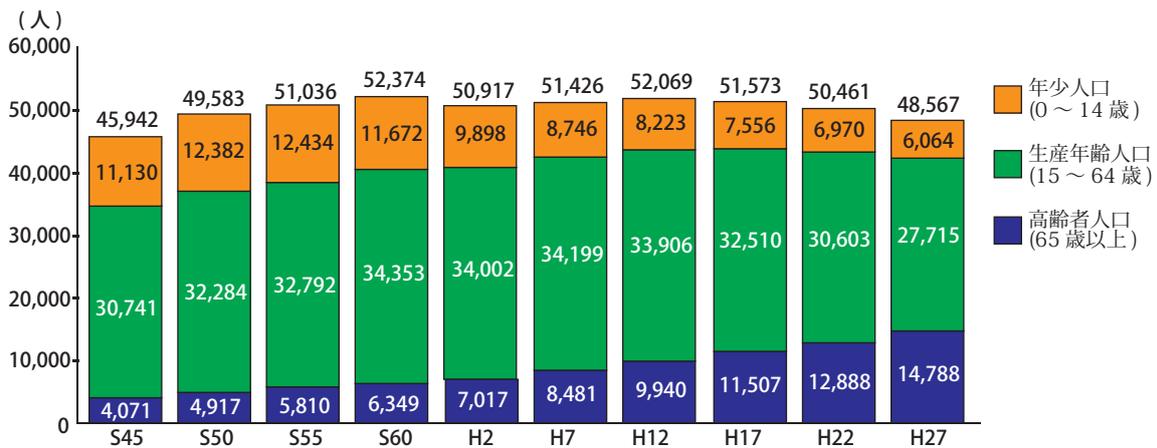
## 2. 社会的環境

### (1) 人口

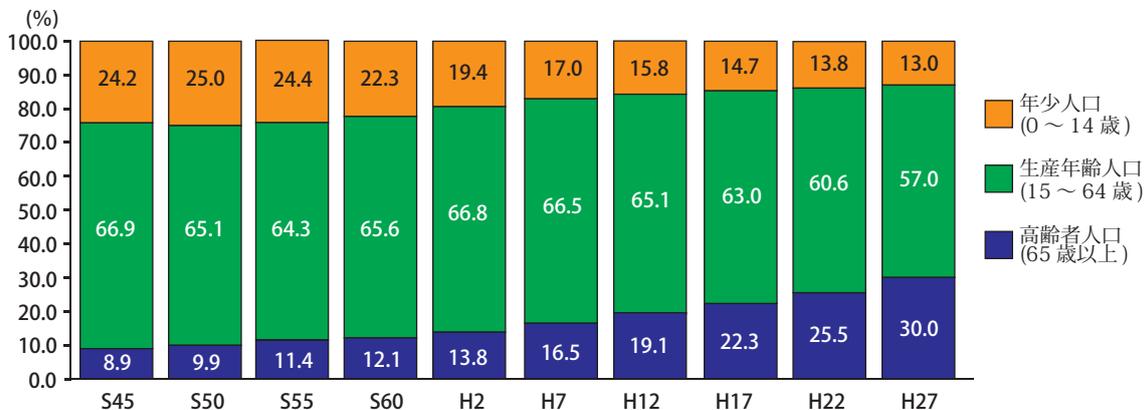
赤穂市の総人口は昭和 60（1985）年前後の 52,374 人をピークに緩やかな減少傾向に転じており、平成 30（2018）年 3 月末で総人口 48,104 人である。

国勢調査から総人口の推移を見ると、昭和 45（1970）年から昭和 60（1985）年にかけて人口が増加し、平成 2（1990）年に一旦減少するが、その後再度平成 12（2000）年まで緩やかに増加（総人口 52,069 人）。しかし平成 12（2000）年以降は再度減少傾向となり、現在まで続いている。

年齢 3 区別に人口比率の推移を見ると、年少人口は昭和 50（1980）年の 25% をピークに徐々に減少し、平成 27 年には 13% にまで落ち込んでいる。高齢者人口比率は昭和 45（1970）年が最も少なく、現在まで右肩上がりに増加していることがわかる。年齢 3 区別の構成比を全国、兵庫県と比較すると、年少人口・高齢者人口は全国・兵庫県よりも高く、生産年齢人口は全国・兵庫県よりも低い。



資料：各年国勢調査  
※年齢不詳は含まない。

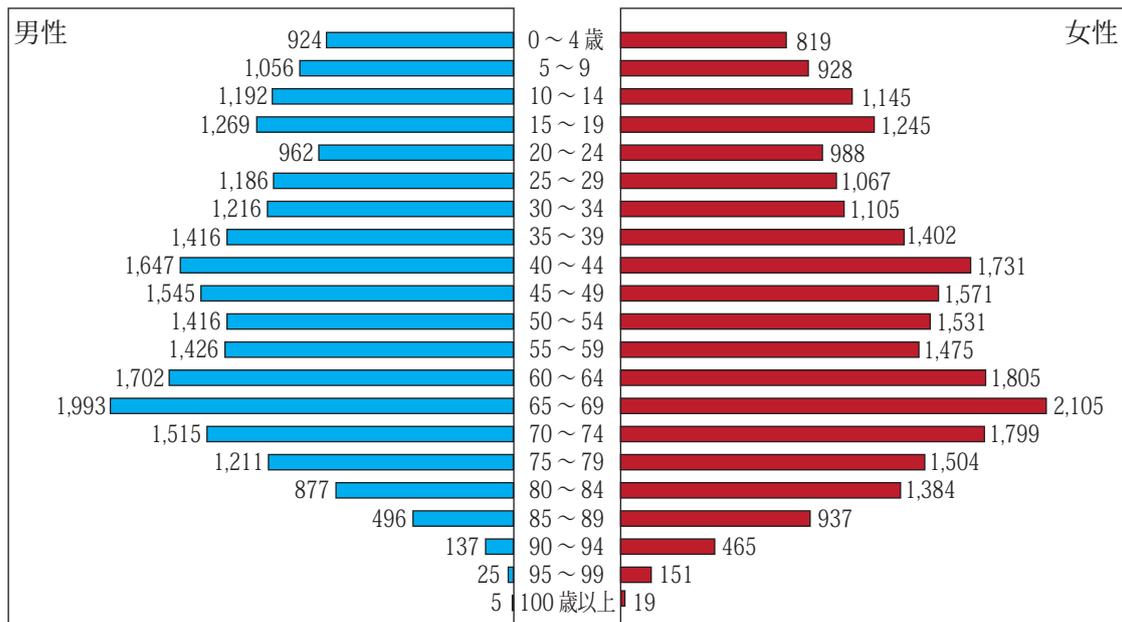


資料：各年国勢調査  
※年齢不詳は含まない。

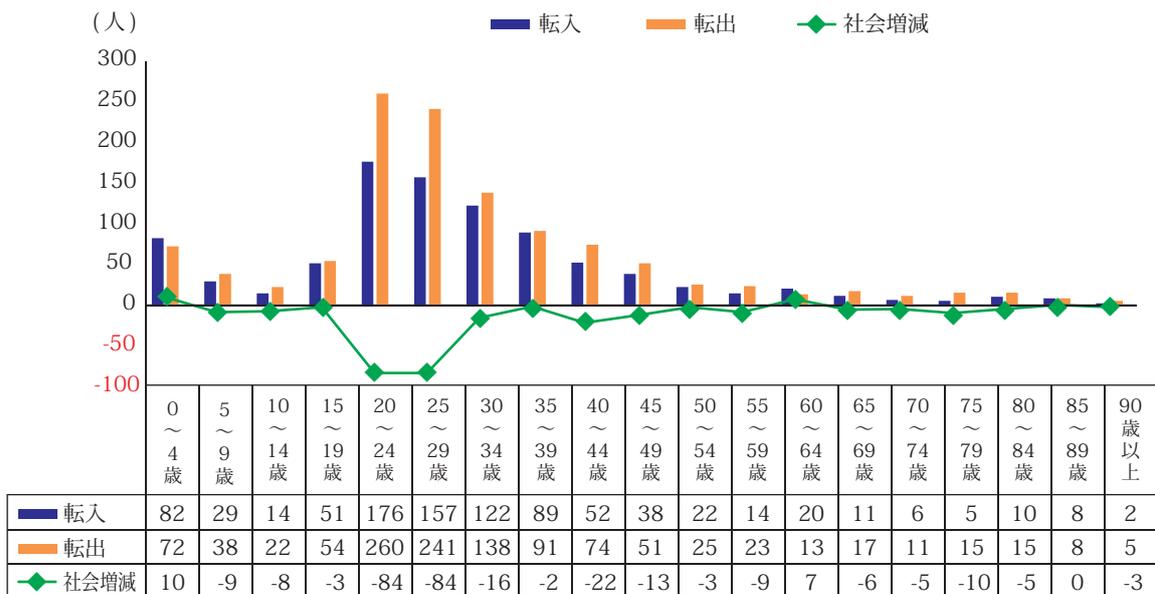
図 10 年齢 3 区別人口（上段：人口推移、下段：人口構成比推移）

平成 27（2015）年の人口ピラミッド（図 11 上段、年齢 5 歳刻み）を見ると、男女ともに 65 歳前後のいわゆる団塊の世代（第一次ベビーブーム）が最も多い世代であり、次は 40 歳前後のいわゆる団塊ジュニア世代（第二次ベビーブーム）に人口が集中している。逆に、低年齢人口は減少の一途をたどり、18 歳をおよそのピークとしてかなりの減少が見られる。今後 10 年間に団塊の世代が後期高齢期を迎え、高齢化は今後も進むことが予測される。

次に、平成 28（2016）年度の転入・転出の状況を年齢別に見ると、20～39 歳の年代で転出が転入を大きく上回っており、特に 20 歳代の転出者が多くなっている。これは、高校・大学卒業後に赤穂市から転出する人口が非常に多いことを如実に捉えている。



※『赤穂市統計書 平成 27 年度』データから作成



※ 出典：総務省『住民基本台帳移動報告』の平成 28 年度データ

図 11 上段：人口ピラミッド、下段：年齢別転入・転出の状況

(2) 産業

本市の産業は、農業・漁業、工業、商業に大別できる。農業は瀬戸内の温暖な気候を活かした水稲が主体で、その他には、みかん等の果樹栽培が行われている。漁業は近年「つくり育てる漁業」に力を入れており、中でも牡蠣養殖が盛んである。工業は臨海部の塩田跡地を中心に発展し、現在、西浜工業団地、磯産業団地、清水工業団地に、電気機械、化学、窯業、製塩業等、多様な業種の工場が集積している。商業は南部市街地を中心に商店街が形成されているが、近年では大型商業施設の進出が見られ、卸売業、小売業ともに商店数・従業者数は減少傾向にある。

産業別就業者数の推移をみると、各年ともに就業者数が多いのは、第3次産業（サービス業）、第2次産業（製造業・建設業等）、第1次産業（農業・林業・水産業等）の順になっているが、第3次産業の就業者数が横ばいであるのに対し、第2次産業、第1次産業の就業者数は年々少なくなっている。平成27年の構成比をみると、第3次産業が全体の63.0%を占め、第2次産業で33.3%、第1次産業で2.3%となっている。しかし、構成比を全国・兵庫県と比較すると、本市は第2次産業の就業者が多くなっている。

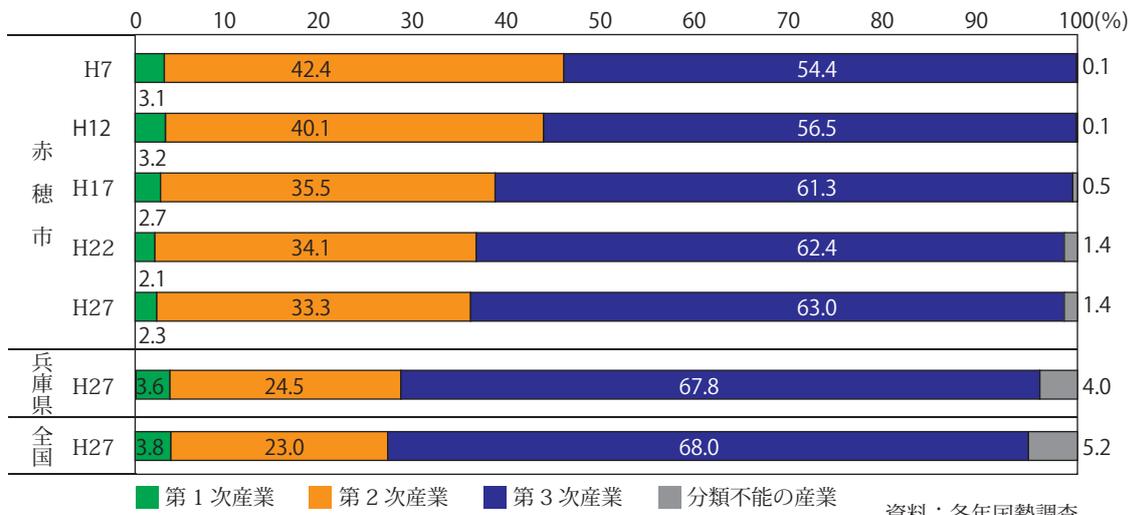
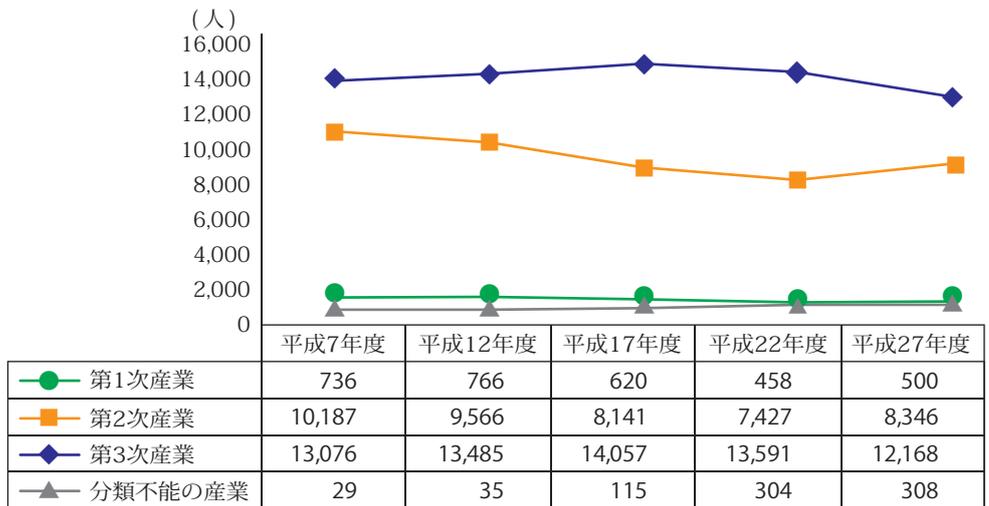


図12 上段：産業別就業者数の推移、下段：産業別就業者構成比の推移

(3) 観光

赤穂市は、「忠臣蔵のふるさと」として義士ゆかりの赤穂城跡や、神社仏閣などの歴史遺産が残されているほか、赤穂温泉や風光明媚な瀬戸内海の海岸線など豊かな観光資源に恵まれている。忠臣蔵を題材としたNHK大河ドラマ放映をきっかけに、赤穂を訪れる観光客が増える時期がしばしばある。平成11(1999)年の大河ドラマ「元禄繚乱」が放映された年には、約270万人が来訪しているが、こうした特殊事情を除くと、近年の年間来訪者数(施設来訪者の延べ人数)は150万人程度である(赤穂市観光客動態調査報告書)。

赤穂市では、赤穂の魅力を再発見して観光客誘致を図るため、平成16(2004)年度から「赤穂観光アクションプログラム」を策定している。これは、「忠臣蔵のふるさと」や「塩のまち」といった従来からのイメージのほか、新しい観光と地域づくりの観点から、まちの賑わい、新名所・新名産の開発、地産地消とブランド化、交通アクセスの利便性向上などを実施していくための計画で、3年ごとに改定している。さらに平成28(2016)年度からは、国の地方創生に伴う総合戦略事業として、「赤穂素・流・人プロモーション事業」、「あこう元禄”しお”回廊プロジェクト」といった特定テーマに選択集中した新規事業を実施している。

ア. 観光客の動向

平成27(2015)年度の観光客の動向を見てみると、年間入込数は延べで154.2万人となっており、①観光客の県内外比は、県内が91.0万人(59%)、県外が63.2万人(41%)、②観光客の宿泊動態は、日帰り客が122.6万人(80%)、宿泊客が31.6万人(20%)となっている。③四季別観光客入込数は、春3~5月が42.5万人(27.6%)、夏6~8月が40.6万人(26.3%)、秋9~11月が37.9万人(24.6%)、冬12~2月が33.2万人(21.5%)となっており、季節ごとの来訪者数に大差がないことが特徴である。赤穂市では、行楽日和である春から夏にかけての来訪者だけでなく、温泉や牡蠣を目的とした冬の来訪者もあることがわかる。④利用交通別の観光客数は、自家用車が圧倒的に多く114.1万人(74%)、次いで公共交通機関である

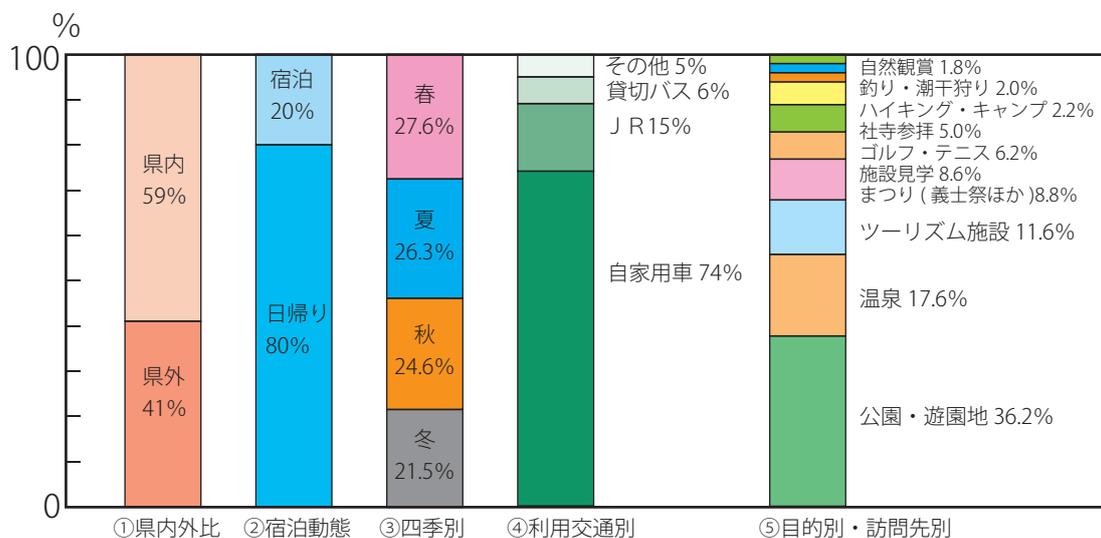


図13 赤穂市における平成27年度観光客動態調査結果

表7 赤穂市の主要観光施設と公共の歴史文化施設一覧

1	赤穂市立歴史博物館	赤穂の塩、赤穂城と城下町、赤穂義士、旧赤穂上水道の4テーマに基づき、赤穂の歴史と文化を紹介する。
2	赤穂城跡	昭和46(1971)年に国史跡指定。本丸庭園と二之丸庭園をあわせて「旧赤穂城庭園」として平成14(2002)年度に国名勝に指定され公開されている。
3	近藤源八宅長屋門	平成11(1999)年に解体修理を実施し、大石良雄宅跡長屋門とともに、当時の城内景観を現在に伝える。市指定建造物。
4	赤穂大石神社	大正元(1912)年に大石内蔵助良雄宅跡に創立された神社。敷地内には義士宝物殿のほか義士木造奉安殿、長屋門、庭園などが残る。
5	花岳寺	初代赤穂浅野家藩主の菩提寺として建立。以後、赤穂藩の歴代藩主の菩提寺となる。境内には義士の墓所のほか、宝物館、義士木像堂などがある。
6	赤穂市立民俗資料館	明治41(1908)年に完成した日本現存最古の塩務局庁舎を活用した資料館。兵庫県重要有形文化財に指定されており、館内には民具や民俗資料等が収蔵展示されている。
7	赤穂情報物産館	館内には赤穂の特産品が取り揃えられ、定番の塩味饅頭、塩をはじめ、菓子や漬け物、焼き物、忠臣蔵グッズなど約150種の品々が並ぶ。2階は関連展示などを行う。
8	兵庫県立赤穂海浜公園	かつての塩田跡に築かれた71.7haの広大な公園。遊園地の他、揚浜、入浜、流下式の復元塩田や釜屋などを整備した塩の国と海洋科学館がある。
9	赤穂市立海洋科学館	海と塩、赤穂の自然全般について学べる施設として昭和62(1987)年に開館。隣接して各時代の塩田を復元した「塩の国」では、塩づくりを体験学習できる。
10	赤穂市立美術工芸館 田淵記念館	平成9(1997)年開館。江戸期に日本最大の塩田地主であった田淵家伝来の茶道具・日本画・書・婚礼用具・蹴鞠道具など美術工芸品を展示。隣接して国名勝田淵氏庭園がある。
11	赤穂温泉	1970年代に開湯した御崎地区の温泉。「よみがえりの湯」と呼ばれ、日本名湯100選に選定されている。
12	赤穂海浜オートキャンプ場	兵庫県立赤穂海浜公園に隣接した施設。西日本最大級のキャンプサイト。
13	赤穂唐船サンビーチ	千種川河口に広がる遠浅の美しい浜辺。海水浴のほか、アサリを中心とした潮干狩りが楽しめる。
14	丸山県民サンビーチ	尾崎に位置し、夏は海水浴やキャンプなどが楽しめる。
15	赤穂御崎レストハウス	瀬戸内海国立公園の眺望豊かな施設。四季折々の料理が楽しめ、家族連れ、小グループ・団体利用などが可能。
16	坂越まち並み館	大正時代の奥藤銀行坂越支店を修景整備した建物で、当時のアメリカ製の大金庫が銀行として設立された往時を偲ぼせる。現在は、資料館兼観光案内所として名所・旧跡、特産品の資料が展示されている。
17	奥藤酒造郷土館	江戸時代に廻船業などで栄えた奥藤家が生業とする酒造の私立資料館。立地する坂越本通りは赤穂塩などの通商で栄えた旧坂越港への道筋で、落ち着いた旧来のたたずまいを色濃く残している。
18	旧坂越浦会所	江戸時代の廻船業で栄えた坂越地区にある会所建築。天保2～3(1831～1832)年の建築で市指定有形文化財。赤穂藩の茶屋としての役割があり、二階に藩主専用の「観海楼」が設けられている。
19	海の駅しおさい市場	新鮮な魚貝などの産物が自慢で、漁業体験、釣り、牡蠣剥き、食べ放題など、季節に応じた体験ができる。
20	赤穂市立有年考古館	旧有年村出身の松岡秀夫が昭和25(1950)年に開館した私立博物館を、平成23(2011)年に赤穂市がリニューアルオープン。旧赤穂郡から出土した考古資料を数多く展示している。収蔵資料の一部は市指定文化財。
21	有年原・田中遺跡公園	有年原地区の発掘調査で見つかった、弥生時代後期の大型墳丘墓や木棺墓群などを復元整備した公園。古墳時代のはじまりを考える上で貴重な資料となっている。県指定史跡。
22	東有年・沖田遺跡公園	東有年地区にある、縄文時代後期から室町時代にかけて集落が営まれていた大規模集落遺跡で、弥生時代後期の大型堅穴住居や、古墳時代後期の堅穴住居が復元されている。県指定史跡。

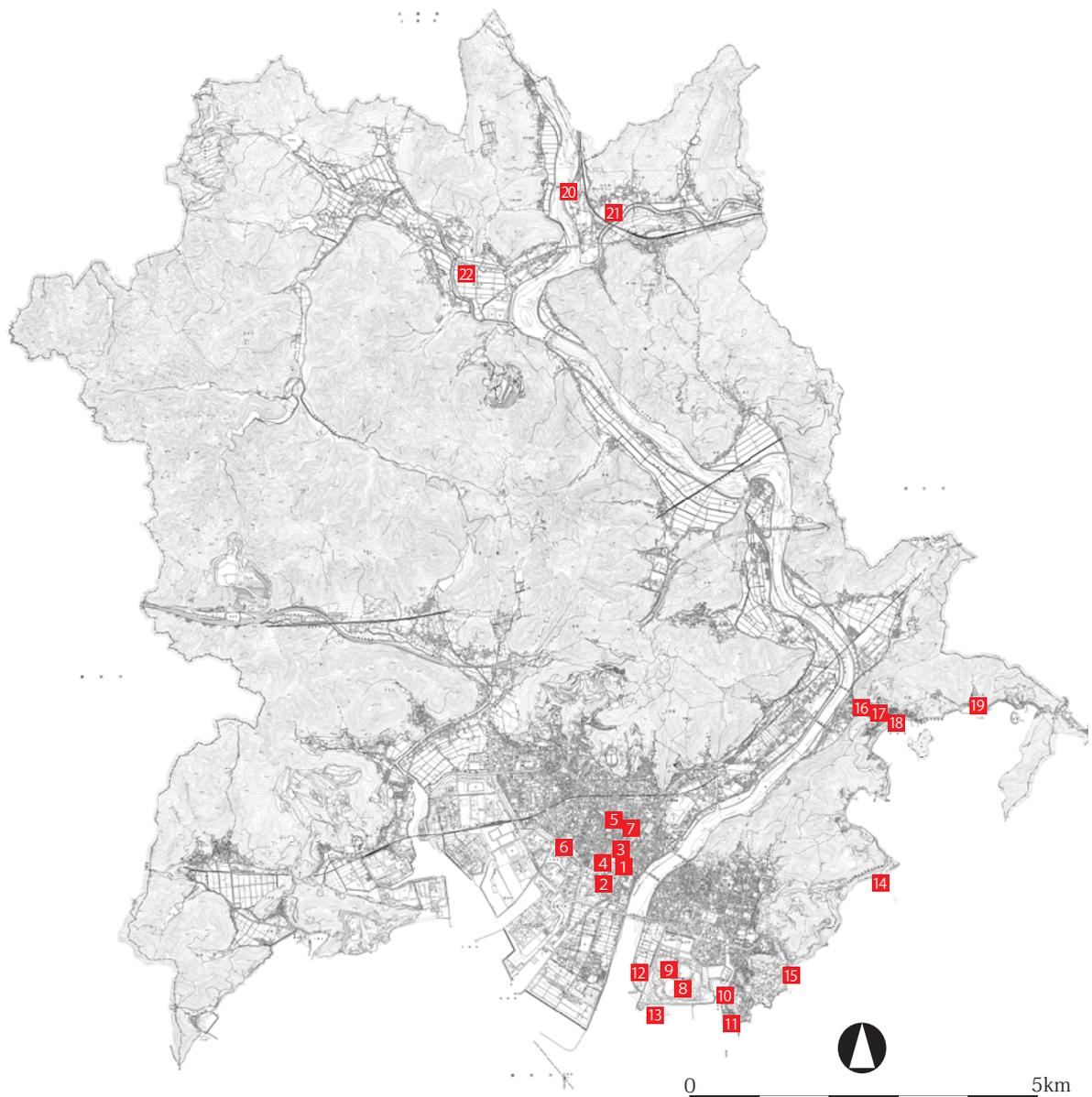


図14 市内の主要観光施設及び公共の歴史文化施設

JRの利用が23.1万人（15%）、貸切バス9.3万人（6%）、その他、タクシーなどの利用が7.7万人（5%）となっている。⑤目的別及び訪問先別観光客入込数では、兵庫県立赤穂海浜公園や遊園地の利用が一番多く55.8万人（36%）、次いで、赤穂温泉の利用が27.2万人（18%）、義士祭などのまつりの観覧や参加が13.5万人（9%）、文化会館・海の駅・しおさい市場などへの来訪が17.9万人（12%）、博物館や美術館などの施設見学が13.2万人（8%）、社寺参拝が7.7万人（5%）、その他レジャーの合計が13.5万人（9%）となっている。

#### (4) 土地利用

赤穂市では、江戸時代以降に城下町として発達してきた歴史的経緯から、まず赤穂城を中心に町が発達し、現在の市街地が形成されてきた。近代に入り、大正10（1921）年に開業した赤穂鉄道の播州赤穂駅が市街地の北東に、昭和26（1951）年に開業した国鉄赤穂線の播州赤穂駅が市街地北に開設されると、これらをつなぐように商業・サービス施設や各種業務施設が集積し、その周辺に住宅地が広がっていった。現在、旧城下町周辺にあたる赤穂地区には人口約14,000人が居住しており、本市人口の四分の一以上を占めている。

JR播州赤穂駅周辺は、市の玄関口として公共施設等の都市機能の集積が行われ、南側の旧城下町にあたる加里屋地区では、旧城下町をテーマとした個性的な景観形成が行われている。

一方、市南部を占めていたかつての塩田跡地のうち千種川以西（西浜塩田跡）は比較的規模の大きな工場群が集積し、臨海工業地帯を形成しているが、未利用地も一部残されている。一方の千種川以东（東浜塩田跡）は区画整理事業によって住宅地が開発され、かなりの部分が宅地化されている。また、その臨海部は美しい眺望や変化に富んだ海岸線、温泉などに恵まれていることから、県立赤穂海浜公園や赤穂温泉、スポーツセンターなど観光やレクリエーションの場としても活用されている。

農地については、市北部の有年地区から南部の坂越地区までに広がる田園地帯、また市西部にあたる福浦地区、そして市街地周辺部に分布している。ただし、長年にわたる米の生産調整



赤穂市街地方面から東浜塩田跡と瀬戸内海を望む

が続く中で、一部では農地の利用率の低下が進んでいる。

平野部を除いた地域は、大部分が森林におおわれているが、経済林は少なくもっぱら災害の防止や水源の涵養、環境の保全など公益的機能を果たしており、その一部は風致地区や保安林に指定されている。

以上をまとめると、本市の土地利用の現況(平成22年現在)は、農地7.0%、森林63.7%、水面・河川・水路4.4%、道路3.8%、宅地8.6%、その他12.6%となっている(図15)。

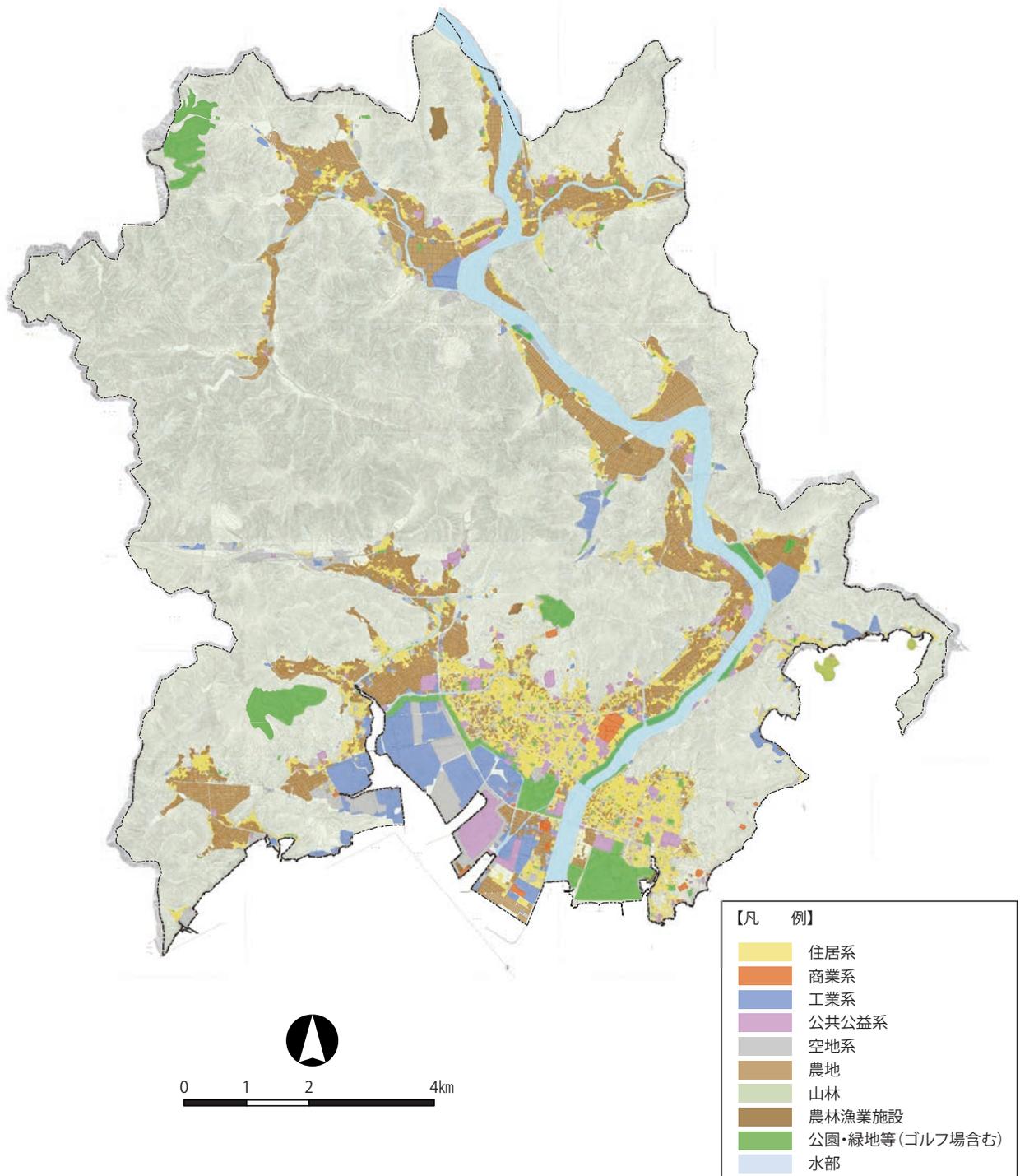


図15 土地利用図

(5) 関連法令

ア. 風致地区

赤穂市域における風致地区は、赤穂城址風致地区（22.0ha）のほか、瀬戸内海国立公園・備讃地区にもあたる御崎風致地区（267.0ha）、信仰の道周辺に社寺が集まる尾崎宮山風致地区（33.5ha）、広く市民に登山やハイキングなどで親しまれている雄鷹台高山風致地区（632.0ha）、その他、以良羅山風致地区（5.0ha）や、大避神社に隣接した桜の名所である船岡園風致地区（17.5ha）がある。

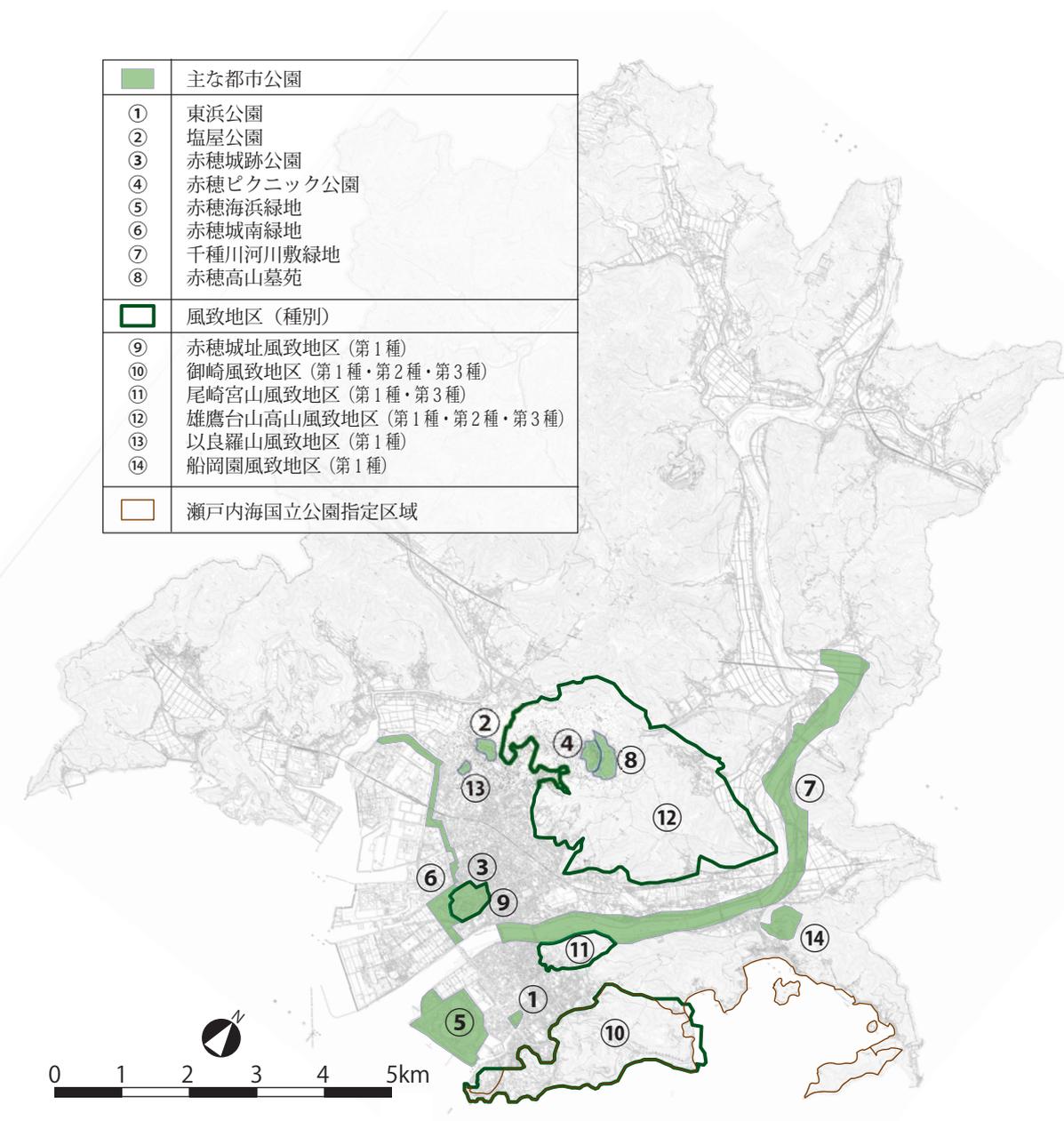


図16 公園・風致地区



坂越湾

撮影：出水伯明

#### イ. 自然公園法

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。赤穂市域南部には、自然公園法に基づく瀬戸内海国立公園が含まれており、坂越の生島は西播磨唯一の特別保護区となっている。こうした区域では、周辺の自然景観や人文景観を損なう行為について、一定の制限が設けられている。

#### ウ. 自然環境保全法

自然環境保全法は、他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保、その他の自然環境の適切な保全を総合的に推進するものである。赤穂市域においては、兵庫県自然環境保全地域に該当する箇所が験行寺のコジイ林、環境緑地保全地域に該当する箇所が神護寺のスダジイ林で、いずれも「赤穂ふれあいの森」内に所在する寺院に隣接した区域であるが、鎮守の森や社叢と同じ要因で、現在まで森林が保持されたと推測される。詳細は次の表のとおりである。

表8 保全地域一覧

名称	所在地	面積等	指定年月日	備考	保全地域名
験行寺	赤穂市	14.2ha	昭和 50.3.11	コジイ林	兵庫県自然環境保全地域
神護寺	赤穂市	1.4ha	平成 2.1.16	スダジイ林	環境緑地保全地域

エ. 農業振興地域の整備に関する法律

この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずるものである。

赤穂市で農業振興地域として指定されている箇所は、都市計画法の市街化区域、自然公園法の国立公園の特別保護区並びに農用地等として利用できない森林地帯等を除いた区域である。総面積は 2,357ha、そのうち農用地面積は 1,026ha である。

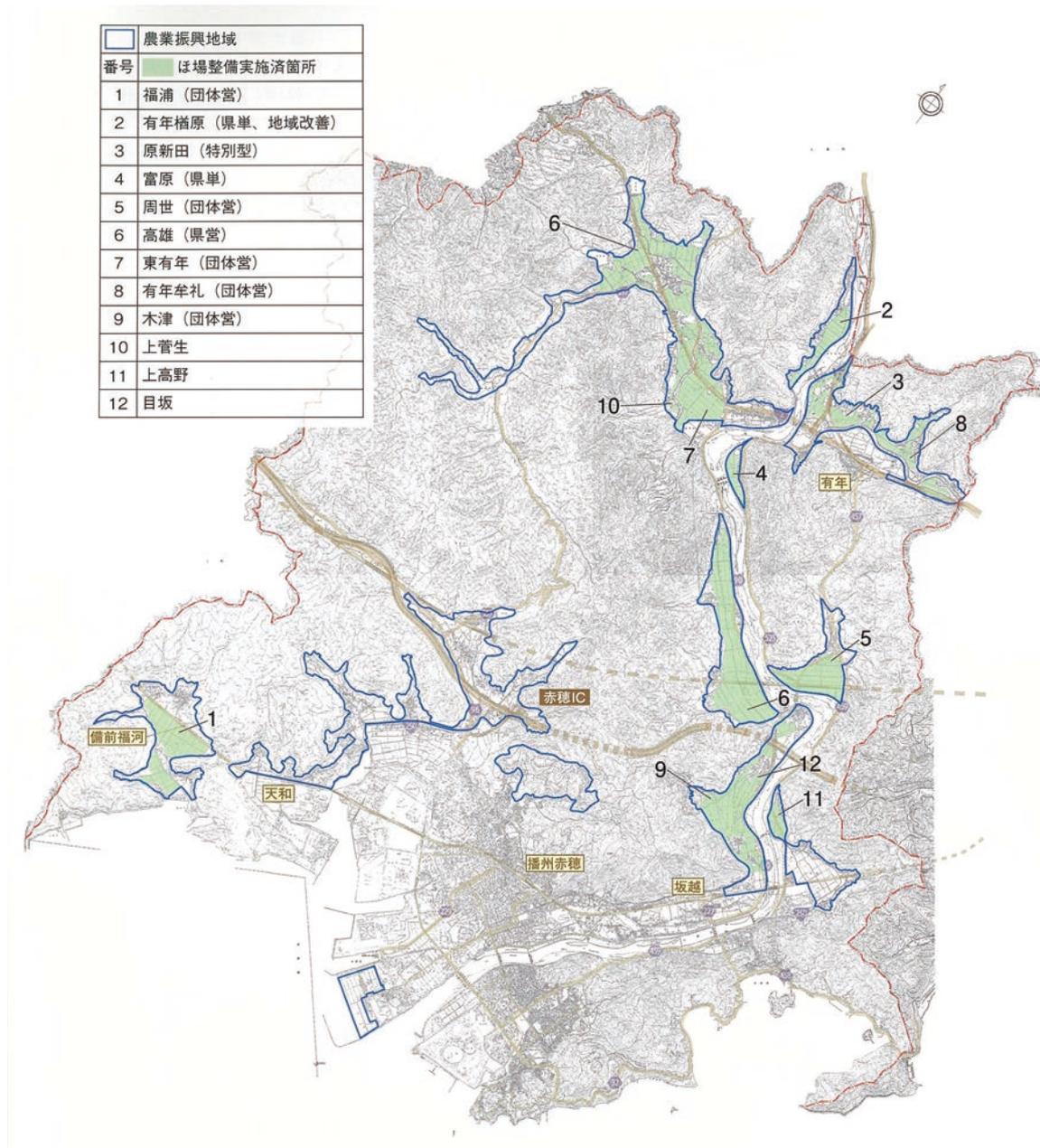


図 17 農業振興区域・ほ場整備済箇所図

### オ. 森林法における保安林

森林法は森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るものである。

赤穂市における保安林の多くは土砂流出・崩壊防備保安林であり、下流に重要な保全対象がある地域で、土砂流出の著しい地域や崩壊、流出のおそれがある区域において、林木及び地表植生その他の地被物の直接間接の作用によって、林地の表面侵食及び崩壊による土砂の流出を防止する役割を担っている。その他赤穂市域には、水源涵養保安林、防風保安林、防潮保安林、防火保安林、航行目標保安林がある。

### カ. 市街地景観形成地区

赤穂市では、赤穂市都市景観の形成に関する条例に基づき市街地景観形成地区が2か所指定されており、それぞれの指定地区において整備基準が定められている。これに基づき建築物等を建築する際のルールを決め、歴史を活かした風格と潤いのある落ち着いた都市景観の形成を目指している。

#### (ア) 坂越地区

平成4年指定。西は千種川、東は生島が浮かぶ坂越湾、南北は自然豊かな山に面した区域。

#### (イ) お城通り地区

平成10年指定。伝統ある歴史・文化を活かした個性ある都市景観を創り、中心市街地の主軸を形成する良好な沿道景観、活力と魅力ある商業・観光空間を創るために指定された区域。

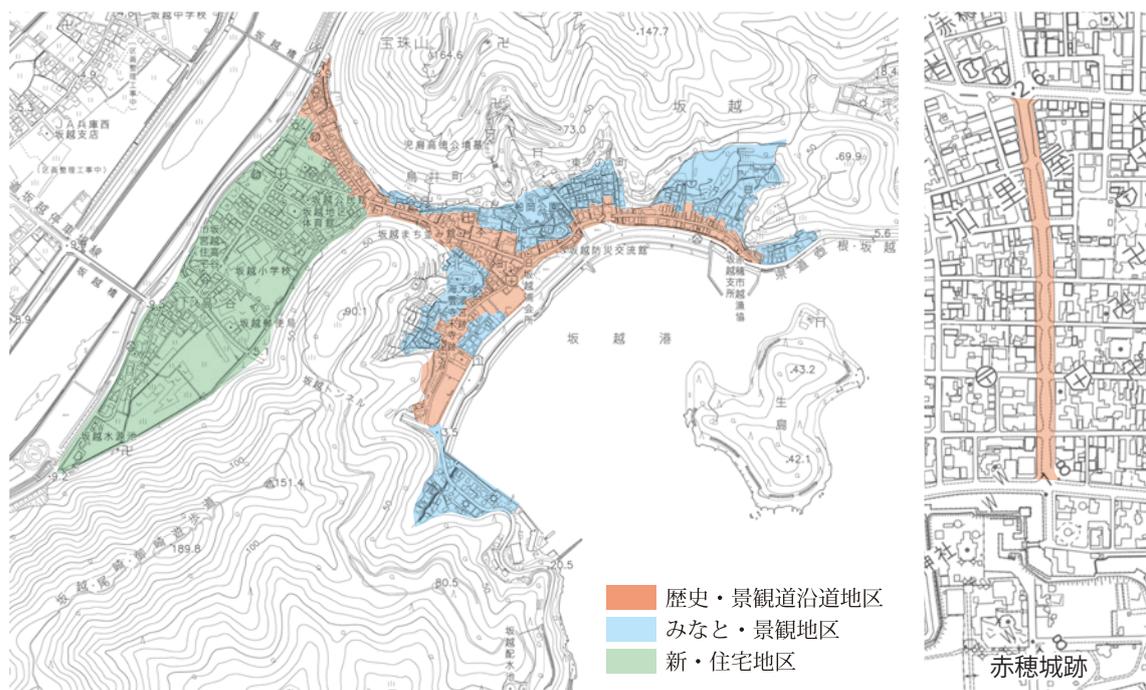


図18 市街地景観形成地区（左：坂越地区 右：お城通り地区）

コラム

市街地景観重要建築物

「赤穂市都市景観の形成に関する条例」では、市街地景観形成上重要な価値があると認める建築物や工作物を「市街地景観重要建築物」として指定することができます。

現在は旧城下町地区に5件、坂越地区に3件、尾崎地区に1件の市街地景観重要建築物が指定されています。また兵庫県の景観条例によって同趣旨の制度があり、景観形成重要建築物として1件指定されています。これらはいずれも歴史的、又は建築的価値をもつ建築物で、それぞれのまちなみの形成に重要な役割を果たしています。

「赤穂市都市景観の形成に関する条例」では、市街地景観形成上重要な価値があると認める建築物や工作物を「市街地景観重要建築物」として指定することができます。

指定	所在地	名称
県	塩屋	寺田家住宅
市	坂越	山二家住宅
	加里屋南	新田家住宅
	加里屋南	谷家住宅
	加里屋	山崎家住宅
	加里屋	木南家住宅
	上仮屋北	濱尾家住宅
	尾崎	中川家住宅
	坂越	奥藤商事株式会社酒造群
	坂越	大避神社御旅所

県・市による指定建築物



赤穂市街地周辺の景観形成重要建築物